

消防法施行令第36条第2項第2号の規定に基づく消防用設備等を点検させなければならない防火対象物の指定について

平成21年5月1日

消本告示第2号

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第36条第2項第2号の規定に基づき、消防設備士免状を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者に消防用設備等を点検させなければならない防火対象物を次のとおり指定する。

令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積1,000平方メートル以上のもの。

附 則

この告示は、平成21年5月1日から施行する。